答 申

1 審査会の結論

実施機関が、いなべ市情報公開条例第9条第2号及び第5号に該当するとして非公開とした、「警察職員の出向について(回答)」の添付書類である「履歴書」中、本人写真と警部以降の経歴については、年月日と括弧書き内の情報を除いて、公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成16年4月5日付けで、いなべ市情報公開条例(平成15年いなべ市条例第8号。以下「市条例」という。)に基づいて行った「4月1日付けで、三重県警から出向した里村総務部次長の出向にあたって、いなべ市と三重県警との間にとりかわされた一切の文書」の公開請求に対して、いなべ市長(以下「実施機関」という。)が平成16年4月26日付けで行った「警察職員の出向について(回答)」及び同文書の添付書類である「履歴書」の部分公開決定処分の取消を求めるものである。

3 実施機関の部分公開決定の理由説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本件対象公文書は部分公開が妥当である、というものである。

県警からの警察職員の派遣について(回答)(以下「回答書」という。)中の氏名欄横括弧書き部分について

この項目は、派遣職員個人に関する人事上の予定情報である。実施機関からの要請に回答する必要があって、この目的に限り記載されたものである。人事情報が厳格に取扱われている現状から、市条例第9条第2号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又識別され得るもの」に該当し、又、同号ただし書きア、イ及びウのいずれにも該当しないと判断し、当該部分を非公開とした。

この項目は、実施機関からの要請に回答する必要があって、この目的に限り人事の先行情報が記載されたものである。県警は、派遣職員の選定の根拠となった情報であるので、三重県情報公開条例(以下「県条例」という。)第7条第6号二に規定する「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当すると判断している。実施機関として、この判断に合理性が無いとは認められず、又、県警の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を公開することは、市条例第9条第5号に規定する「公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの」に該当すると判断し、当該部分を非公開とした。

添付書類である「履歴書」の氏名(ふりがなを含む)及び経歴欄の最後の欄(慣行として公表された部分)以外の項目について

履歴書について

履歴書全体は、市条例第9条第2号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が 識別され、又識別され得るもの」に該当し、又、同号ただし書きア、イ及びウのいずれにも該 当しないと判断し、非公開とした。一方、県警は、警部の階級以上の人事異動情報として、職 務と職員氏名を報道機関に提供している。経歴欄の最後の欄は、平成16年3月下旬に慣行として公表された情報であるので、「開示が相当である」という県警の判断である。実施機関として、当該項目は、プライバシー性が高い情報であるが、非開示とする理由がないと判断し、非公開情報から除いて公開した。

履歴書中の経歴欄の年月日と経歴が記載された部分について

経歴欄の年月日と経歴が記載された部分は、県警は派遣職員の選定の根拠となった情報であるので、「勤務評定に関する情報」に相当するものと判断している。勤務経歴が派遣人事の職員選定根拠のひとつになっていることは明らかであり、県警からの回答文書に履歴書が添付された理由のひとつには、職員選定根拠情報を県警が本市に伝える目的があったと認められる。このような経緯、目的の情報であるので、実施機関は、県警が「勤務評定に関する情報」に相当するとの判断は妥当であると判断する。したがって、県条例第7条第6号二に規定する「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当すると判断していることについて、実施機関として、この判断に合理性が無いとは認められず、又、県警の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を公開することは、市条例第9条第5号に規定する「公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの」に該当すると判断し、非公開とした。

本件対象公文書は、平成16年1月27日付けでいなべ市長から三重県警本部長あての「職員の派遣について(依頼)」に対する回答として作成されたものである。

又、実施機関は、平成16年4月5日付け公文書公開請求について、請求者(異議申立人)に対して、平成16年4月9日付けで条例第6条第3項に基づく補正を求めており、同月16日付けで補正に対する回答を得て、同月26日付けで公開決定等を行った。さらに、本件対象公文書に記載されている情報の多くは、三重県警察本部(以下「県警」という。)が管理する人事情報であるため、実施機関は、慎重かつ公正な公開・非公開決定を行うため、あらかじめ意見照会を行ったうえで、部分公開決定の判断をした。

4 異議申立ての理由

異議申立て人の主張を総合すると、次の理由により、本件対象公文書は公開が妥当である、というものである。本件対象公文書のうち、回答書中の氏名欄横括弧書き部分については、公開情報である。また、添付書類である履歴書中の既にマスコミ発表された項目については、公開情報である。いずれも、公にされた情報を非公開とした判断に合理性は無い、というものである。

なお、異議申立人に対して、意見陳述の機会がある旨を伝えたが、本人の意思により意見陳述 は行っていない。

5 審査会の判断

基本的な考え方について

条例の制定目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するというものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な運営が損なわれるなど公益を害することが無いよう、原則公開の例外を定めている。当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断

する。

市条例第9条第2項(個人情報)の該当性について

本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること、また、個人のプライバシーの概念は法的に未成熟でもあり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別される、又は識別され得る情報が記録されている公文書は、原則として、非公開とすることを定めたものである。ただし、法令の定めるところにより何人でも閲覧できる情報、公表を目的としている情報及び許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報で公益上公開することが必要であると認められるものについては、公開することができることとしたものである。

ア 回答書中の氏名欄横括弧書き部分について

括弧内に記載された情報は、当該職員の人事に関する情報であり、市条例第9条第2号に 規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又識別され得るもの」に該 当し、又、同号ただし書きア、イ及びウのいずれにも該当しないと判断できるものである。 したがって、実施機関の非公開とした判断は、妥当と判断する。

イ 履歴書全体について

一般的に、履歴書は、市条例第9条第2号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又識別され得るもの」に該当し、又、同号ただし書きア、イ及びウのいずれにも該当しないと判断できるものである。しかしながら、既に、公にされた情報、個人の権利利益を侵害するおそれが無いものまでを非公開とする趣旨とは解されない。県警は、定期異動の際は、慣行として、警部以上の職務と職員氏名を報道機関に提供しているが、特定個人の経歴を時系列的に集約したものまでは公表していない。特定個人の経歴を時系列的に集約したものについて、個々の情報はその時々に公表されているとは言え、後年になって、集約したものを公表することは、警察官という特殊性から、警察官個人の私生活上の権利利益を侵害するおそれが無いとは言えない。また、経歴の括弧内の情報については、公表を目的としたものでもなく、又公表もされていない。以上の理由から、本人の写真については、本人自身が現に公の場で勤務していること、経歴については、年月日を非公開とすれば、個人の権利利益を害するおそれは無いと判断し、実施機関が非公開とした項目の内、本人写真及び経歴欄の内、警部以降の情報については、年月日と経歴の括弧内の情報を除いて、公開が妥当と判断する。

なお、本件の公開対象となった職員は、県警からいなべ市へ派遣された職員であることを考慮し、県条例での取り扱いを参考にしながら判断するものである。県条例は、第7条各号において、原則公開の例外を定めており、同条第2号において「個人に関する情報(事業を営む当該事業に関する情報及び公務員等の職に関する情報を除く。)であって特定の個人が識別され得るもの、個人の事業に関する情報及び公務員等の職務に関する情報のうち公にすることにより当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるもの又はそのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員の氏名」は非公開とされている。ただし、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報及び人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は除かれている。また、「知事が認めて規則で定める職・・・」とは、「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる警察の職員の職及びこれに相当する警察

の職員の職 (三重県情報公開条例第七条第二号の規定に基づき知事が定める職に関する規則)」とされている。

市条例第9条第5項(協力信頼関係)の該当性について

ア 回答書中の氏名欄横括弧書き部分について

括弧内に記載された情報は、人事に関する情報であり、県警は、県条例第7条第6号二に規定する「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当すると判断している。当該公文書が作成された時期の情報として、県警の判断は妥当であり、県警の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を公開することは、市条例第9条第5号に規定する「公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの」に該当するという実施機関の判断にも合理性がある。したがって、非公開が妥当であると判断する。

イ 履歴書の経歴欄の年月日と経歴が記載された部分について

経歴欄の内、警部以上の経歴については、既にその時々に、慣行として県警から報道機関に提供されている情報である(ただし、括弧内の情報については公表されていない)。既に公表されている情報が改めて公開されることで、県警における「公正かつ円滑な人事の確保に」具体的な支障を来たすとは解しがたい。又、具体的な支障を来たさないと考えられる範囲では、市条例第9条第5号に規定する「公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの」にも該当しないと判断する。ただし、年月日と経歴の括弧内の情報については、のイで説明したとおり個人情報性もあり、公表を目的としたものでもなく、又、公表もされていない。したがって、実施機関が非公開とした項目の内、経歴欄の警部以降の情報(年月日と経歴の括弧内の情報は除く。)については、公開が妥当と判断する。

6 審查会処理経過

Γ

年 月 日] [審査会の処理経過]
H16. 5.13	諮問書受理
H16. 5.26	審議、実施機関の説明。
	異議申立て人の口頭陳述は本人の意向により実施されず。
H16. 6.16	審議
H16. 7.26	審議、非公開とする理由書提出・説明
H16. 8.23	審議及び答申方針検討
H16. 9.15	答申

7 いなべ市情報公開審査会委員

[職	名]	[氏			名]
会	長		渡	辺	八	尋	
会長職務	代理者		木	村	良	夫	
委	員		宮	本	長	和	
委	員		笠	井	誠之助		
委	員		岩	崎	恭	彦	